

税

◎税を考える週間  
11月11日(水)～17日(火)

パート収入と税

⑩10000813

▶パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割(5500円)が課税されます。

また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある方の配偶者がパートで働く場合、パートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、201万6000円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶

者特別控除を併用して受けることはできません。

また、扶養者の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者控除・配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎23-3509 FAX23-0180



家屋を取り壊したときは  
届け出をしてください!

⑩1002766

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で『家屋課税台帳』に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届け出をしてください。届け出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。 ※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要

▼税務課

☎23-3510 FAX23-0180



個人事業税第二期分の納期限は11月30日(日)です

第二期分の納付書は、8月に県からお送りした納税通知書に同封されています。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

▼東三河県税事務所課税第一課

☎(0532)35-6127



田原市議会第4回定例会 を開催

本会議の一般質問の映像は、ティーズおよびパソコン、スマートフォン、タブレットなどご覧いただけます。

◎議会開催予定表

月日	会議名	場所
11月30日(日)	本会議(議案説明、一部採決)※1	議場
12月3日(水)	本会議(一般質問)	議場
12月4日(木)	本会議(一般質問、質疑、委員会付託)	議場
12月8日(月)	文教厚生委員会 総務産業委員会※2	第2委員会室
12月9日(火)	予算決算委員会	第2委員会室 (または講堂)
12月15日(月)	本会議(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)	議場

時間はいずれも午前10時から  
ただし、※1は午後3時から、※2は午後1時30分から

▶田原市議会事務局 ☎23-3533

田原市議会 <http://www2.city.tahara.aichi.jp/gikai/>

「たはら暮らし」の魅力  
写真で発信中!

本市ではインスタグラムに公式アカウント「tahara\_kurashi(たはら暮らし)」を開設しています。

「たはら暮らし」には、私たちが日頃目にしている市内の風景や暮らしの1コマ、地域のイベントなどの写真を投稿しています。

また、キーワードで写真が集まるインスタグラムの仕組みを利用し、市アカウントの閲覧登録者に「#たはら暮らし」のキーワードを付けた投稿を呼び掛けています。

あなたの知らない田原市を発見できるかもしれません。ぜひ、のぞいてみてください。

▶広報秘書課 ☎22-0138

⑩1004334

